

# 加古川市立平岡東小学校『学校いじめ防止基本方針』

2023年4月

## 1. いじめに対する基本認識

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第二条）

「いじめ」は「どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであり、だれもが被害者にも加害者にもなりうるものである。」という基本認識にたち、児童生徒がいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるよう「学校いじめ防止基本方針」を策定することとする。

### （いじめ防止の基本方針）

- （1）いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- （2）児童生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- （3）いじめの早期発見のための手段を講じる。
- （4）いじめの早期解決のため、全教職員が意識を高め、協力して問題解決にあたるとともに、関係機関と連携協力する。
- （5）学校と家庭が協力して事後指導にあたる。

## 2. いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認め合い、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に対し、T.Tや少人数教室などのきめ細かい学習方法を用い、基礎・基本の定着を図り、学習に対する達成感・成熟感を育て、自己有用感を高め、自尊感情を育むことに努める。

道徳の時間を要して、人を大切にする心や道徳実践力を養い、命を大切にする教育をすべての教育活動を通して行う。その中で「いじめは絶対に許されない」という認識を児童に持たせるとともに、「観衆」として、はやし立てたりおもしろがったりすることや「傍観者」として、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「いじめ」に加担していることに気付かせるよう指導する。そして、いじめられている「被害者」の側に立った指導を行う。人の不幸を笑うのではなく、人の頑張りを認める心の育成をめざす。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気作りを推進する。

①学級開き、学期の始めに教師から「いじめをしない させない ゆるさない！」宣言を行う。「いじめは絶対に許されない」ということを、学級経営方針の中で、発達段階に応じて、教師から宣言する。

②いじめ防止ポスター・標語等を掲示し、人を大切にする心の啓発を図る。

③地域総がかりでいじめの防止を促進する。

中学校区連携ユニット12推進事業・小中学校合同補導の充実を図り、地域総がかりで子どもを守り育てるという意識の高揚を図る。

④道徳的実践力を育成する。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育を推進する。

①一人一人が生き生きと活躍できる学習活動

- ・児童が主体的に取り組める学習活動の工夫
- ・児童の自発的な活動を支える児童会活動の充実

②コミュニケーション能力の育成

学級指導の中で、ディベートやソーシャルスキルトレーニング等を行い、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図ることができる能力を育成する。

③児童相互が認め合える活動の工夫

- ・ぼかぼかハート週間（学期1回）
- ・ペア学級交流
- ・異学年交流（委員会活動・クラブ活動）
- ・運動参観やマラソン記録会

④体験活動の推進

環境体験学習や自然学校などの体験活動を通して、命を大切にする心や思いやりの心、規範意識を養うなど、心の教育の充実を図る。

⑤人権学習の推進

年に一度人権学習の日を全学年設け、人はみな幸せに生きるための権利を持っていることを理解し、自分の考えも周囲の人の考えも尊重する態度を養う。

### 3. 早期発見に向けての取組

- ①「心の相談アンケート」を通して全児童に行う教育相談と「学校生活に関するアンケート（アセス）」を1学期に1回、2学期に1回の計2回行い、校内作成の「生活アンケート」を3学期に1回行うことで、児童の悩みや満足感、人間関係を把握する。気になる児童やアセス結果で数値が低い児童に対しては、「いじめ防止対策推進委員会（生活指導・不登校対策・学校生活適応推進委員会）」で情報を共有し、対応を協議するとともに、全教職員で当該児童を見守る。
- ②スクールカウンセラーによる心の相談日を設定し、気になる児童の保護者へは直接相談を勧め、相談しやすい体制を作る。
- ③人権参観日を年間1回設け、ネットによるいじめなど学年に応じた授業を学年全体で行う。また、保護者の感想を学年便り等で発信していく。
- ④児童の生活の様子を関わる教師全体で観察する。また児童と担任教師によって交わされる日記を積極的に活用し、児童の内面理解や信頼関係作りに努める。

### 4. 早期解決に向けて取組

- ①いじめ問題を発見しやすくするために、教師間で気になる児童の情報交換を密に行う。
  - ②いじめ問題を発見した時には、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下関係する教員が対応を協議し、的確な役割分担をして、いじめの問題解決にあたる。
  - ③いじめに関する情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全とプライバシーを最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
  - ④観衆、傍観者の立場にいる児童たちもいじめているのと同罪であるということを指導する。
  - ⑤少年愛護センター・教育相談センター・家庭センター・警察等の関係機関と連携協力する。
  - ⑥いじめられている児童の心のケアをするために、カウンセリング担当教師、養護教諭等が相談を行ったり、スクールカウンセラーやメンタルサポーター等とも連携を取ったりしながら、いじめられている児童に寄り添った支援を行う。
- (3) 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。
- ①いじめ問題が起きたときは、早期に家庭に連絡し、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、最近の家庭での様子や友人関係についての情報を収集する。
  - ②学校に話すことができないような状況であれば、市や県のいじめ相談窓口を紹介する。

## 5. いじめ問題に取り組むための校内組織

「いじめ防止対策推進委員会（生活指導・不登校対策・学校生活適応推進委員会）」

校内・校外で問題行動を起こした児童や不登校傾向・欠席や遅刻が多い児童、学校生活に関するアンケート（アセス）による結果で、「非侵害的關係」や「友人關係」等の項目が低い児童についての情報共有・交換及びその対応策について協議をする会を毎月1回開催する。必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーにも参加してもらう。情報を共有し、全教職員で見守っていけるように周知する。

## 6. 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、児童生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申立てがあった場合は、校長の最終決定に従い、以下の対処を行う。

- (1) 校長の決定で、24時間以内に「校内特別いじめ対策組織」を設置する。
- (2) 重大事態が発生した旨を加古川市教育委員会に速やかに報告する。
- (3) 加古川市教育委員会と協議の上、(1)で設置した組織で協議を行う。
- (4) (1)で設置した組織を中心に、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (5) 調査結果については、いじめを受けた児童・その保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (6) いじめ解決の最終判断は校長が行い、(1)の組織を解散する。

## 7. その他いじめ防止対策に関する重要事項

### (1) 学校評価の活用

いじめの実態把握及びいじめに対する設置を適切に行うため、評価項目に「いじめの早期発見に関する取組」「いじめの再発防止をするための取組」に関することを加える。

### (2) 学校評議員会の活用

保護者や地域住民から組織される学校評議員会に、いじめ問題など、学校が抱える課題を共有し、地域一体となって解決する取組を行う。